

法務省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

(目的)

第1条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第7条に規定する事項に関し、対応要領が適用される法務省の職員が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 対応要領における用語の定義は、法及び基本方針に定めるところによる。

(適用範囲)

第3条 対応要領は、法務省本省の内部部局、施設等機関及び地方支分部局並びに出入国在留管理庁、公安審査委員会及び公安調査庁の職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）に適用する。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第4条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 職員は、前項の規定を実施するため、別紙に定める事項に留意しなければならない。

(合理的配慮の提供)

第5条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。

2 職員は、前項の規定を実施するため、別紙に定める事項に留意しなければならない。

かんとかしゃ せきむ
(監督者の責務)

だい じょう かんしよく ぞく しょくせいじょう だんかい ないぶ ぶきよく か ちょうそうとうしょくい じょう
第6条 官職の属する職制上の段階が内部部局における課長相当職以上で
ある職員(以下「監督者」という。)は、前2条に規定する事項に関し、その監督
する職員が適切に対応するために、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

いち にちじょう しつむ つう しどうとう しょうがい りゆう さべつ かいしょう かん
一 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、
その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する
認識を深めさせること。

に しょうがいしゃ かぞくまた た かんけいしゃ い か しょうがいしゃとう ふとう
二 障害者、その家族又はその他の関係者(以下「障害者等」という。)から不当
な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があつ
た場合は、迅速に状況を確認すること。

さん ごうりてきはいりよ ひつようせい かくにん ばあい かんとか しょくいん たい ごうり
三 合理的配慮の必要性が確認された場合、その監督する職員に対して、合理
的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

かんとかしゃ しょうがい りゆう さべつ かん もんだい しょう ばあい じんそく
2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ
適切に対処しなければならない。

ちょうかいしょぶんと
(懲戒処分等)

だい じょう しょくいん しょうがいしゃ たい ふとう さべつてきとりあつか また かじゅう ふたん
第7条 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担が
ないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付
されることがある。

そうだんたいせい せいび
(相談体制の整備)

だい じょう しょくいん しょうがい りゆう さべつ かん しょうがいしゃとう そうだんとう てき
第8条 職員による障害を理由とする差別に関する障害者等からの相談等に的
確に対応するため、法務省に別表のと通りの相談窓口を置く。

ぜんこう そうだんまどぐち たいめん でんわ でんしめーる しょうがいしゃとう こ
2 前項の相談窓口においては、対面、電話、電子メールのほか、障害者等がコ
ミュニケーションを図る際に必要となる多様な連絡手段の確保に努めるととも
に、障害者の性別、年齢、障害の特性等に配慮して対応するものとする。

だいじんかんぼうじん じ か だい こう そうだんまどぐち そうだんとう ていきき はあく せいり
3 大臣官房人事課は、第1項の相談窓口にあった相談等を定期的に把握・整理し、
個人情報保護等に配慮しつつ、他の相談窓口に情報提供することにより、
以後の相談等において活用するものとする。

だい こう そうだんまどぐち ひつよう おう そうだんたいせい じゅうじつ はか
4 第1項の相談窓口については、必要に応じ、相談体制の充実を図るものとする

る。

けんしゅう けいはつ
(研修・啓発)

だい じょう ほう む しょう しょうがい り ゆう さ べつ かいしょう すいしん ほか しょうくいん たい
第9条 法務省は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、
ほう き ほんほうしんとう しょう ち しょうがいしゃ はなし き き かい もう ひつよう
法や基本方針等の周知や、障害者から話を聞く機会を設けるなど必要な
けんしゅう けいはつ おこな
研修・啓発を行うものとする。

2 ぜんこう けんしゅう あら しょうくいん もの たい しょうがい り ゆう さ べつ
前項の研修は、新たに職員となった者に対しては障害を理由とする差別の
かいしょう かん き ほんてき じ こう り かい あら かんとうしゃ しょうくいん
解消に関する基本的な事項について理解させること、新たに監督者となった職
いん たい しょうがい り ゆう さ べつ かいしょうとう かん もと やくわり り
員に対しては障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理
かい
解させることを目的として実施するものとする。

3 だい こう けいはつ しょうくいん しょうがい とくせい り かい せいべつ ねんれいとう はいりよ
第1項の啓発は、職員が障害の特性を理解し、性別や年齢等にも配慮しつつ
しょうがいしゃ たい できせつ たいおう ひつよう ま に ゆ ある とう かつよう
障害者に対して適切に対応するために必要なマニュアル等を活用することによ
おこな
り行うものとする。

さいそく
(細則)

だい じょう たいおうようりよう せ こう さい ひつよう じ こう じ む じ かん べつ さいだ
第10条 対応要領の施行に際し必要な事項は、事務次官が別に定める。

ふ そく
附 則

くんれい へいせい ねん がつ にち せ こう
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

ふ そく れい わ ねん がつ にちほう む しょうじんふくくんだい ごう
附 則 (令和6年2月20日法務省人服訓第1号)

くんれい れい わ ねん がつ にち せ こう
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別紙

法務省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項

第1 障害者の対象範囲等

「障害」とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病等により起因する障害を含む。）」であり、「障害者」とは、「障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいい、対応要領が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られないことに留意すること。

第2 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。また、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する。

なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提
供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況
等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる
事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利
に扱うことである点に留意する必要がある。

第3 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービス
や各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行
われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。法務省
においては、正当な理由に相当するかどうかについて、具体的な検討をせずに正当な
理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障

がいしゃ だいさんしゃ けん り り えき れい あんぜん かく ほ ざいさん ほ ぜん そんがいはっせい ぼう し とう およ
害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）及び
ほう む しょう じ む また じ ぎょう もくてき ないよう き のう い じ とう かんてん かんが ぐ たいてき ば めん
法務省の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や
じょうきょう おう そうごうてき きやつかんてき はんだん ひつよう
状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

しよくいん せいとう り ゆう はんだん ば あい しょうがいしゃ り ゆう ていねい せつめい
職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明
し、理解を得よう努めるものとする。その際、職員と障害者の双方が、お互いに
あい て たち ば そんちよう そうご り かい ほか もと
相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる。

だい 4 ふ とう さ べつてきとりあつか れい 第4 不当な差別的取扱いの例

せいとう り ゆう ふ とう さ べつてきとりあつか がいとう かんが れいおよ せいとう
正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な
り ゆう ふ とう さ べつてきとりあつか がいとう かんが れい い か
理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は以下のとおり
である。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限ら
れるものではないこと、正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、
ぜんじゅつ かんてんとう ふ はんだん ひつよう せいとう り ゆう ふ とう
前述の観点等を踏まえて判断することが必要であること、正当な理由があり不当な
さ べつてきとりあつか がいとう ば あい ごう り てきはりよ ていきよう もと ば あい
差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合に
べつ と けんとう ひつよう り ゆう い
は別途検討が必要であることに留意する。

せいとう り ゆう ふ とう さ べつてきとりあつか がいとう かんが れい
(正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例)

- しょうがい り ゆう いちりつ まどぐちたいおう きょ ひ
障害があることを理由として、一律に窓口対応を拒否する。
- しょうがい り ゆう いちりつ たいおう じゅんじょ あとまわ
障害があることを理由として、一律に対応の順序を後回しにする。
- しょうがい り ゆう いちりつ しょうめん こう ふ しりよう そう ふ ばん ふ れ っ と
障害があることを理由として、一律に書面の交付、資料の送付、パンフレットの
ていきようとう こば しりようとう かん ひつよう せつめい はぶ
提供等を拒んだり、資料等に関する必要な説明を省いたりする。
- しょうがい り ゆう いちりつ せつめいかい し ん ぼ じ う む とう しゅつせき こば
障害があることを理由として、一律に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- じ む じ ぎょう すいこうじょう とく ひつよう しょうがい り ゆう らいちよう
事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来庁
さい つ そ しゃ どうこう もと じょうけん つ また とく ししよう
の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付け、又は特に支障がないにもか
かわらず、障害を理由に付き添い者の同行を拒む。
- しょうがい しゅるい てい ど さ ー び すていきよう ば めん ほんにん だいさんしゃ あんぜんせい
障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などに
こうりよ ばくぜん あんぜんじょう もんだい り ゆう し せつりよう きょ ひ
ついて考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否する。
- ぎょう む すいこう し しょう しょうがいしゃ もの こと ば しょ
業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所での
たいおう おこな
対応を行う。
- しょうがい り ゆう しょうがいしゃ たい こと ば づか せつきやく たい ど
障害があることを理由として、障害者に対して、言葉遣いや接客の態度など
いちりつ せつぐう しつ さ
一律に接遇の質を下げる。

せいとう り ゆう ふ とう さ べつてきとりあつか がいとう かんが れい
(正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例)

- じっしゅう ともの こう ざ じっしゅう ひつよう さ ぎょう すいこうじょう ぐ たいてき き けん はっせい
実習を伴う講座において、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生
み こ しょうがいとくせい しょうがいしゃ たい とうがいじっしゅう べつ じっしゅう せつてい
が見込まれる障害特性のある障害者に対し、当該実習とは別の実習を設定す

る。(障 害者本人の安全確保の観点)

- 車 椅子の利用者が 畳 敷きの個室を希望した際に、敷物を敷く等、畳 を保護する
ための対応を行 う。(行 政機関の損害発生 の防止の観点)

- 行 政手 続を行 うため、障 害者本人に同行した者が代筆しようとした際に、
必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障 害者本人に対し 障 害の 状 況 や
本人の手 続 の意思等を確認する。(障 害者本人の損害発生 の防止の観点)

第 5 合理的配慮の基本的な 考 え方

- 1 障 害者の権利に関する条 約 (以下「権利条 約」という。)第 2 条において、
「合理的配慮」は、「障 害者が他の者との 平 等を基礎として全ての人権及び基本
的自由を 享 有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び
調 整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失し
た又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条 約における合理的配慮の定義を踏まえ、行 政機関等に対し、その
事務又は事 業を行 うに当たり、個々の場面において、障 害者から現に社会的障 壁
の除去を必要としている旨の意思の 表 明があった場合において、その実施に伴 う
負担が過 重 でないときは、障 害者の権利利益を侵害することとならないよう、社
会的障 壁の除去の実施について、合理的配慮を行 うことを求めている。合理的配慮
は、障 害者が受ける制限は、障 害のみに起因するものではなく、社会における様々
な障 壁と相対することによって生 ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考 え方
を踏まえたものであり、障 害者の権利利益を侵害することとならないよう、障 害者
が個々の場面において必要としている社会的障 壁を除去するための必要かつ合理
的な取組であり、その実施に伴 う負担が過 重 でないものである。

- 2 合理的配慮は、法務省 の事務又は事 業の目的・内容・機能に照らし、必要とさ
れる範囲で本来の 業 務に付随するものに限られること、障 害者でない者との比較
において同等の機会の提 供を受けるためのものであること、事務又は事 業の目的
・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留 意する必要がある。その提 供
に当たってはこれらの点に留 意した上 で、当該障 害者が現に置かれている 状
況を踏まえ、社会的障 壁の除去のための手段及び方法について、当該障 害者本人
の意向を尊 重 しつつ「第 6 過 重 な負担の基本的な 考 え方」に掲げる要素を考慮
し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ
合理的な範囲で、柔 軟に対応がなされる必要がある。建設的対話に当たっては、
障 害者にとっての社会的障 壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を 障
害者と 職 員が共に考 えていくために、双方がお互いの 状 況 の理解に努めること
が 重 要である。例えば、障 害者本人が社会的障 壁の除去のために普段講じてい

る対策や、当該行政機関として対応可能な取組等を対話の中で共有する等、建設的対話を通じて相互理解を深め、様々な対応策を柔軟に検討していくことが円滑な対応に資すると考えられる。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意する。

なお、障害者との関係性が長期にわたる場合には、その都度の合理的配慮とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

- 3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表明のみでなく、障害の特性等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨を踏まえ、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働き掛けるなど、自主的な取組に努めるものとする。

- 4 合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の「環境の整備」を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。なお、多数の障害者が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去するという観点から、他の障害者等への波及効果についても考慮した環境の整備を行うことや、相談・紛争事案を事前に防止する観点から、合理的配慮の提供に関する相談対応等を契機に、内部規則やマニュアル等の制度改正等の環境の整備を図ることも有効である。

- 5 法務省がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託等す

る場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めるものとする。

第6 過重な負担の基本的な考え方

法務省においては、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者に丁寧にその理由を説明し、理解を得るよう努めるものとする。その際には前述のとおり、職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められる。

- 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度

第7 合理的配慮の例

第5で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様な個別性の高いものであるが、例としては、次のようなものがある。

なお、記載した例はあくまでも例示であり必ず実施するものではないこと、記載されている例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意する必要がある。

- （合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例）
- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高いところに置かれたパンフレット等を手渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩く、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞くなどする。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動

りんじ きゅうけいす ぺーす もう
させて臨時の休憩スペースを設ける。

- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえ、又はバインダー等の固定器具を提供する。

- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが困難な聴覚障害のある者に対し、手書きのボード等を用いて分かりやすく誘導する。

- 申請書類を記入するに当たり、設置されている記帳台の高さが合わず使うことができない障害者に対し、バインダー等を提供する。

- 視覚障害のある者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室を案内する。その際、同性の職員がいる場合は、障害者本人の希望に応じて同性の職員が案内する。

- 視覚障害のある者への配慮として、玄関前（庁舎外）への投光機設置や共用部照明の照度増強による視認性の向上、踏み外し防止のための共用部分階段への蛍光材塗装及び衝突防止のためのガラス扉への蛍光テープの貼付を行う。

ごうり てきはいりょ あ う じょうほう しゅとく りようおよ いし そつう はいりょ れい
(合理的配慮に当たり得る情報の取得、利用及び意思疎通への配慮の例)

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字、身振りサイン、触覚による意思伝達等による合図などのコミュニケーション手段を用いる。

- 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに配慮して使用する。

- 視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。

- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。

- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。

- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示し、又は分かりやすい記述で伝達する。

- 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。

- 障害者から申出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。

- ホームページなどでの外部情報の発信の際に、動画に字幕などの文字情報を付す、拡大文字や読み上げソフトの利用に配慮し、テキストデータを付すなどする。

- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に

しょうがい い いん ち てきしょうがい い いん たい ていねい しんこう ころが
障 害のある委員や知的障 害のある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を 心 掛け
るなど、障 害の特性にあった配慮を 行 う。

る ー る かんこう じゅうなん へんこう れい
(ルール・慣行の 柔軟な変更の例)

- じゅんばん ま こんなん しょうがいしゃ たい しゅう い もの り かい え うえ て つづきじゅん
順 番を待つことが困難な 障 害者に対し、周 囲の者の理解を得た上で、手 続 順
い か
を入れ替える。
- た れつ なら じゅんばん ま ば あい しゅう い もの り かい え うえ とう
立って列に並んで 順 番を待っている場合に、周 囲の者の理解を得た上で、当
がいしょうがいしゃ じゅんばん く べっしつ せき よう い
該 障 害者の 順 番が来るまで別室や席を用意する。
- す くり ー ん ばんしよおよ しゅ わ つうやくしゃとう み す くり ー ん とう ちか せき
スクリーン、板書及び手話通訳者等がよく見えるように、スクリーン等に近い席
かく ほ
を確保する。
- しやりようじょうこう ばしよ し せつ で いりぐち ちか ばしよ へんこう
車 両 乗 降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- ほう む しょう しき ちない ちゅうしゃじょうとう しょうがいしゃ らいちょう たすう み こ ば あい
法務省の敷地内の駐 車 場 等において、障 害者の来 庁 が多数見込まれる場合、
つうじょう しょうがいしゃせんよう く かく しょうがいしゃせんよう く かく へんこう
通 常、障 害者専用とされていない区画を 障 害者専用の区画に変更する。
- にゅうかん じ か ー ど げ ー と つう か こんなん ば あい べつ り ー と にゅうかん
入 館時にICカードゲートを通 過 することが困難な場合、別ルートからの入 館を
みと
認める。
- た にん せつしよく た にんずう なか きんちょうとう ほつ さ とう ば あい
他人との接 触、多人数の中にいることによる緊 張 等により、発作等がある場合、
とうがいしょうがいしゃ せつめい うえ しょうがい とくせい し せつ じょうきょう おう べっしつ じゅん び
当該 障 害者に説明の上、障 害の特性や施設の 状 況 に応じて別室を 準 備する。
べっしつ かく ほ こんなん ば あい まわ ひ かくてき し かい さえぎ す べ ー す
別室の確保が困難である場合は、周りから比較的視界が 遮 られるようなスペース
せき よう い
に席を用意する。
- ひ こうひょうまた み こうひょうじょうほう あつか かい ぎ とう じょうほうかん り かか たん ぼ え
非公表又は未公表 情 報を扱 う会議等において、情 報管理に係る担保が得ら
れることを前提に、障 害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。
- し かくまた ちょうかくとう しょうがい じ ぶん じゅんばん あ な う ん す また も
視覚又は聴 覚等に障 害があり、自分の 順 番になったことをアナウンス又はモ
に た ー よ わ ば あい しょうがい とくせい おう よ だ ほうほう へんこう
ニターで呼ばれても分からない場合に、障 害の特性に応じ呼び出し方法を変更す
る。

また、合理的配慮の提 供 義務違反に該当すると 考 えられる例及び該当しないと
かんが れい つぎ き さい ないよう
考 えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあく
れい じ ごうり てきはいりよ ていきょう ぎ む い はん がいとう いな こ べつ
までも例示であり、合理的配慮の提 供 義務違反に該当するか否かについては、個別
じ あん ぜんじゅつ かんてんとう ふ はんだん ひつよう りゅう い
の事案ごとに、前 述 の観点等を踏まえて判断することが必要であることに 留 意す
る。

ごうり てきはいりよ ていきょう ぎ む い はん がいとう かんが れい
(合理的配慮の提 供 義務違反に該当すると 考 えられる例)

- し けん う さい ひつ き こんなん で じ た る き き しょう もと もうし で
試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める 申 出があった
ば あい で じ た る き き もちこ みと ぜんれい り ゆう ひつよう ちょうせい
場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な 調 整を
おこな いちりつ たいおう ことわ
行 うことなく一律に対応を 断 ること。

○ イベント会場内の移動に際して支援を求める申出があった場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断ること。

○ 電話利用が困難な障害者から電話以外の手段により各種手続が行えるよう対応を求められた場合に、マニュアル上、当該手続は利用者本人による電話のみで手続可能とすることとされていることを理由として、メールや電話リレーサービスを紹介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断ること。

○ 介助を必要とする障害者から、講座の受講に当たり介助者の同席を求める申出があった場合に、当該講座が受講者本人のみの参加をルールとしていることを理由として、受講者である障害者本人の個別事情等を確認することなく、一律に介助者の同席を断ること。

○ 自由席での開催を予定しているセミナーにおいて、弱視の障害者からスクリーンや板書等がよく見える席でのセミナー受講を希望する申出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せずに「特別扱いはいできない」という理由で対応を断ること。

(合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例)

○ 事務の一環として行っていない業務の提供を求められた場合に、その提供を断ること。(必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られることの観点)

○ 抽選申込みとなっている講座への参加について、抽選申込みの手続きを行うことが困難であることを理由に、講座への参加を事前に確保しておくよう求められた場合に、当該対応を断ること。(障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであることの観点)

○ イベント当日に、視覚障害のある者から職員に対し、イベント会場内を付き添ってブースを回ってほしい旨頼まれたが、混雑時であり、対応できる人員がいなかったことから対応を断ること。(過重な負担(人的・体制上の制約)の観点)

そうだんまどぐちいちらん
相談窓口一覧

1 ほうむしやうほんしやう
法務省本省

そうだんまどぐち 相談窓口		そうだんたんとうしや 相談担当者	そうだん う はんい 相談を受ける範囲
ないぶぶきよく 内部部局	だいじんかんぼうじんじか 大臣官房人事課	だいじんかんぼうじんじか きかくちやうさかん ふくむ 大臣官房人事課企画調査官、服務 たんとうかちやうほさきゆうしよくいんおよ どうきかく 担当課長補佐級職員及び同企画 ちやうさかん しめい しよくいん 調査官が指名する職員	ないぶぶきよく たい 内部部局に対する そうだんとう 相談等
	だいじんかんぼうかくか だい 大臣官房各課（大 じんかんぼうじんじか のぞ 臣官房人事課を除 く。）	だいじんかんぼうかくか じんじたんとうかちやうほさきゆう 大臣官房各課人事担当課長補佐級 しよくいんおよ どうかくかちやうほさきゆうしよくいん 職員及び同各課長補佐級職員が しめい しよくいん 指名する職員	だいじんかんぼうかくか だい 大臣官房各課（大 じんかんぼうじんじか のぞ 臣官房人事課を除 く。）に対する相談等
	だいじんかんぼうこうせいかんり 大臣官房厚生管理 官	だいじんかんぼうこうせいかんり かんづきじんじたんとうか 大臣官房厚生管理官付人事担当課 ちやうほさきゆうしよくいんおよ どうかちやうほさ 長補佐級職員及び同課長補佐 きゆうしよくいん しめい しよくいん 級職員が指名する職員	だいじんかんぼうこうせいかんり 大臣官房厚生管理 かん たい そうだんとう 官に対する相談等
	だいじんかんぼうしほうほうせい 大臣官房司法法制 部	だいじんかんぼうしほうほうせいぶ しほうほうせいかじんじ 大臣官房司法法制部司法法制課人事 たんとうかちやうほさきゆうしよくいんおよ どうかちやう 担当課長補佐級職員及び同課長 ほさきゆうしよくいん しめい しよくいん 補佐級職員が指名する職員	だいじんかんぼうしほうほうせい 大臣官房司法法制 ぶ たい そうだんとう 部に対する相談等
	かくきよく 各局	かくきよくじんじたんとうかちやうほさきゆうしよくいんおよ 各局人事担当課長補佐級職員及 かくきよくじんじたんとうかちやうほさきゆうしよくいん び各局人事担当課長補佐級職員 しめい しよくいん が指名する職員	かくきよく たい そうだん 各局に対する相談 とう 等
しせつとうきかん 施設等機関	ほうむそうごうけんきゆうじよ 法務総合研 究 所	ほうむそうごうけんきゆうじよそうむ きかくぶそうむか 法務総合研 究 所総務企画部総務課 ちやう どうかちやうほさおよ どうかちやう 長、同課長補佐及び同課長が指 めい しよくいん 名する職員	ほうむそうごうけんきゆうじよ 法務総合研 究 所に たい そうだんとう 対する相談等
	きやうせいけんしゆうじよ 矯正研 修 所	きやうせいけんしゆうじよしよむか ちやうおよ どうか 矯正研 修 所庶務課長及び同課 ちやう しめい しよくいん 長が指名する職員	きやうせいけんしゆうじよ たい 矯正研 修 所に対 そうだんとう する相談等
	けいむしよ しやうねんけい 刑務所、少年刑 むしよおよ こうちしよ 務所及び拘置所	けいむしよ しやうねんけいむしよおよ こうちしよしよ 刑務所、少年刑務所及び拘置所庶 むかちやう どうかちやうほさなら どうか 務課長、同課長補佐並びに同課 ちやう しめい しよくいん 長が指名する職員	けいむしよ しやうねんけいむ 刑務所、少年刑務 しよおよ こうちしよなら 所及び拘置所並び しよ にそれらの支所に たい そうだんとう 対する相談等
	しやうねんいん 少年院	しやうねんいんしよむか ちやう どうかちやうほさおよ 少年院庶務課長、同課長補佐及	しやうねんいんおよ ぶん 少年院及びその分

		どう か ちょう し めい しよくいん び同課 長 が指名する 職 員	いん たい そうだんとう 院に対する相談等
	しょうねんかんべつしょ 少 年鑑別所	しょうねんかんべつしょむ か ちょう どう か ちょう ほ 少 年鑑別所庶務課 長、同課 長 補 さ およ どう か ちょう し めい しよくいん 佐及び同課 長 が指名する 職 員	しょうねんかんべつしょおよ 少 年鑑別所及びそ ぶんしょ たい の分所に対する相 だんとう 談等
ち ほう し ぶん ぶ 地 方 支 分 部 局	ほうむきよく 法務局	ほうむきよくそうむ ぶ しよくいん か ちょう どう か ちょう 法務局 総務部 職 員課 長、同課 長 ほ さ およ どう か ちょう し めい しよくいん 補佐及び同課 長 が指名する 職 員 なら ほう む きよくしよくいん か ちょう どう か 並びに法務局 職 員課 長、同課 ちょう ほ さ およ どう か ちょう し めい しよく 長 補佐及び同課 長 が指名する 職 いん 員	ほうむきよくおよ し 法務局 及びその支 きよくなら 局 並びにそれら しゅつちようじょ たい の出 張 所に対する そうだんとう 相談等
	ち ほうほうむきよく 地方法務局	ち ほうほうむきよくそうむ か ちょう どう か ちょう ほ さ 地方法務局 総務課 長、同課 長 補佐 およ どう か ちょう し めい しよくいん 及び同課 長 が指名する 職 員	ち ほうほうむきよくおよ 地方法務局 及びそ しきよくなら の支 局 並びにそれ しゅつちようじょ たい らの出 張 所に対す そうだんとう る相談等
	きようせいかん く 矯正管区	きようせいかん く しよくいん か ちょうおよ どう か きようせい 矯正管区 職 員課 長 及び同課 矯 正 せんもんしよくなら どう か ちょう し めい しよく 専門 職 並びに同課 長 が指名する 職 いん 員	きようせいかん く およ きよう 矯正管区及び矯 せいけんしゅうじょ ししよ たい 正研 修 所支所に対 そうだんとう する相談等
	ち ほうこうせい ほ ご い いん 地方更生保護委員 会	ち ほうこうせい ほ ご い いんかい じ む きよくそうむ か 地方更生保護委員会事務局 総務課 ちょう どう か ちょう ほ さ およ どう か ちょう し 長、同課 長 補佐及び同課 長 が指 めい しよくいん 名する 職 員	ち ほうこうせい ほ ご い いんかい 地方更生保護委員会 およ ぶんしつ たい 及びその分室に対 そうだんとう する相談等
	ほ ごかんさつしよ 保護観察所	ほ ごかんさつしよ き かくちょうせい か ちょう どう か 保護観察所企画 調 整課 長、同課 ちょう ほ さ およ どう か ちょう し めい しよくいん 長 補佐及び同課 長 が指名する 職 員	ほ ごかんさつしよおよ 保護観察所及びその し ぶ たい 支部に対する相談等 そうだんとう

2 外 局

(1) 出 入 国 在 留 管 理 庁

そうだんまどぐち 相談窓口		そうだんたんとうしゃ 相談担当者	そうだん う はんい 相談を受ける範囲
ない ぶ ぶ きよく 内部部 局	しゅつにゆうこくざいりゅうかん 出 入 国 在 留 管 り ちょう 理 庁	そうむ か じん じ たんとう か ちょう ほ さ きゅうしよくいん 総務課 人事担当課 長 補佐 級 職 員 およ どう か ちょう ほ さ きゅうしよくいん し めい 及び同課 長 補佐 級 職 員が指名す る 職 員	しゅつにゆうこくざいりゅうかん り 出 入 国 在 留 管 理 ちょう ない ぶ ぶ きよく たい 庁 内部部 局 に対 そうだんとう する相談等
し せつとう き かん 施設等機関	にゅうこくしやしゅう しよ 入 国 者 収 容 所	にゅうこくしやしゅうようしよそうむ か ちょう どう か 入 国 者 収 容 所総務課 長、同課 ちょう ほ さ およ どう か ちょう し めい しよく 長 補佐及び同課 長 が指名する 職 いん 員	にゅうこくしやしゅうようしよ 入 国 者 収 容 所 に対 たい そうだんとう する相談等

ち ほう し ぶん ぶ 地方支分部 局	ち ほう しゅつ にゅう こく ざい 地方出入国在 留管理局	ち ほう しゅつ にゅう こく ざい りゅう かん り きょく しょく いん か 地方出入国在留管理局職員課 長、同課長補佐及び同課長が指 名する職員並びに地方出入国在 留管理局総務課長（東京及び 大阪出入国在留管理局を除 く。）、同課長補佐（東京及び大 阪出入国在留管理局を除く。） 及び同課長が指名する職員	ち ほう しゅつ にゅう こく ざい りゅう 地方出入国在留 管理局及びその支 局並びにそれらの 出張所に対する 相談等
---------------------------	--------------------------------------	---	---

(2) こうあんしん さ い いんかい
公安審査委員会

そうだんまどぐち 相談窓口		そうだんたんどうしゃ 相談担当者	そうだん う ほんい 相談を受ける範囲
ない ぶ ぶ きょく 内部部局	こうあんしん さ い いんかい 公安審査委員会	じ む きょく か ちょう ほ さ きゅうしゅく いん およ どう 事務局課長補佐級職員及び同 課長補佐級職員が指名する職 員	こうあんしん さ い いんかい 公安審査委員会に 対する相談等

(3) こうあんちょう さ ちょう
公安調査庁

そうだんまどぐち 相談窓口		そうだんたんどうしゃ 相談担当者	そうだん う ほんい 相談を受ける範囲
ない ぶ ぶ きょく 内部部局	こうあんちょう さ ちょう 公安調査庁	そう む ぶ じん じ か ふく む たんどう か ちょう ほ さ 総務部人事課服務担当課長補佐 級職員及び同課長補佐級職員 が指名する職員	こうあんちょう さ ちょう ない ぶ 公安調査庁内部 部局に対する相談 等
し せつとう き かん 施設等機関	こう あん ちょう さ ちょう けん 公安調査庁研 修所	こうあんちょう さ ちょう けん しゅう しょ きょうとう およ どう 公安調査庁研修所教頭及び同 教頭が指名する職員	こうあんちょう さ ちょう けん しゅう 公安調査庁研修 所に対する相談等
ち ほう し ぶん ぶ 地方支分部 局	こうあんちょう さ きょく 公安調査局	こうあんちょう さ きょく そう む ぶ しょく いん かん り かん およ 公安調査局総務部職員管理官及 び同管理官が指名する職員	こうあんちょう さ きょく たい 公安調査局に対 する相談等
	こうあんちょう さ じ む しょ 公安調査事務所	こうあんちょう さ じ む しょ ちょう し めい しゅせき 公安調査事務所長が指名する首席 調査官及び同首席調査官が指名 する職員	こうあんちょう さ じ む しょ 公安調査事務所に 対する相談等